

2長寿第6554号

令和2年5月28日

各高齢者施設等管理者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染予防対策期における御協力について

日頃は、高齢者福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護従事者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、5月25日に全ての都道府県において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことを受け、県では、5月26日に『緊急事態解除宣言後の「感染予防対策期」におけるご協力のお願い』(別添1)及び『感染予防対策期における対策について』(別添2)を発出しましたので、お知らせします。

高齢者や持病のある方については、特に感染した場合の重症化リスクが高いことから、引き続き、より慎重で徹底した感染防止対策に御協力いただきますようお願いいたします。

また、感染防止対策には職員の取組だけでなく、利用者や御家族の御協力も欠かせないことから、5月18日に送付した周知文書(別添3)を修正しましたので、御活用いただきますようお願いいたします。

(別添1) 緊急事態解除宣言後の「感染予防対策期」におけるご協力のお願い

(別添2) 感染予防対策期における対策について

(別添3) 高齢者通所・訪問系サービス事業所利用者・御家族の皆様へ

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ

TEL 087-832-3266

在宅サービスグループ

TEL 087-832-3274

緊急事態解除宣言後の「感染予防対策期」におけるご協力のお願い

～知事から県民の皆様へのメッセージ～

新型コロナウイルス感染症にかかる特措法に基づく緊急事態宣言が、昨日、すべての都道府県において解除されました。

これを踏まえ、本県においても「感染予防対策期」に移行することといたしました。

4月7日に、東京都など7都府県に緊急事態宣言が発令されてから約50日間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、県民の皆様あるいは国民の皆様が一丸となって、外出の自粛などのご協力をいただいたことが、緊急事態の解除につながったものと考えております。皆様のご協力に、心から感謝申し上げます。

また、この間、感染者の検査、治療に当たられた医師、看護師をはじめとする医療従事者の皆様に対しましても、心から御礼申し上げます。

皆様方のおかげをもちまして、ひとまず、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の大きな波を収束の方向に向かわせることができましたが、この感染症に対しては、今後も、第2波、第3波に備えた長丁場の取組みが必要です。再び感染拡大を招き、今までの努力が無駄になることは避けなければなりません。

一方で、新型コロナウイルス感染症は、社会経済に大きな影響を与えました。これからは、感染拡大を防止しつつ、社会経済活動を維持・回復させ、県民の皆様の暮らしと営みを守ることが求められています。

県といたしましては、これからの「感染予防対策期」において、県民の皆様に「新しい生活様式」が定着することや事業者の皆様に適切な感染防止対策を講じていただくことを前提として移行期間を設け、一定の安全性が確保されることを確認しながら、これまでの自粛等の協力依頼を段階的に緩和しつつ、社会経済活動のレベルを引き上げてまいりたいと考えております。

この「感染予防対策期」の移行期間における対策は、別にお示しさせていただきましたが、県民の皆様、事業者の皆様には、今後も、ご不便をおかけすることがあるかと存じます。引き続きのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

私も、皆様の生命と健康、経済・雇用を守るため、国や各都道府県、県内各市町と力を合わせて、この新型コロナウイルス感染症との闘いに全力で取り組みます。

令和2年5月26日

香川県知事 浜田 恵 造

感染予防対策期における対策について

令和2年5月26日

○対策の考え方

緊急事態宣言が解除された後は、国の基本的対処方針（5月25日変更）に沿って、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、本県の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。

移行期間は、概ね3週間ごと（①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）として、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限等を段階的に緩和する。

なお、③の期間終了後の取扱いについては、今後検討する。

1. 県民への協力依頼等

（1）外出の自粛等

○都道府県をまたぐ不要不急の移動は、5月末までは感染拡大防止の観点から避けるよう協力依頼

○6月1日から①の期間（6月18日まで）においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（5都道府県）との間の移動は、慎重に検討するよう協力依頼

○これまでにクラスターが発生しているような施設（例えば、接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等）への外出は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、感染防止対策の徹底等により一定の安全性が確保されるまでは、感染拡大防止の観点から避けるよう協力依頼（ガイドラインの徹底等を前提として、外出の自粛要請等の緩和を今後検討）

（2）新しい生活様式の徹底

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続を働きかけ

別添1 「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添2 「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

2. 事業者への協力依頼等

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼

別添3 : 業種別ガイドライン

別添4 : 今後における適切な感染防止対策

※県外客の利用自粛を促す対策、特売・ポイントセール等の自粛は協力依頼しない

○引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを依頼

3. 催物（イベント等）の開催

○5月末までは、一定人数以下※のイベント等を開催する場合は、県外からの参加者を極力減らし、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じることを協力依頼

※屋内では100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること

屋外では200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安

○6月1日以後の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提にして、①～③の期間ごとに、段階的な規模要件（人数上限）の緩和を今後検討。ただし、屋内では、収容定員の半分程度以内の参加人数とする。

4. 県有施設等における対応

○栗林公園、県民ホール（大・小ホール）、サンメッセ香川（大・小展示場）等、これまで原則休館としていた県有施設等については、適切な感染防止対策を講じた上で、準備が整い次第、開館

別添5：県有施設等における対応

5. 観光振興

○観光振興の観点からの人の移動については、まずは、県内観光の振興から取り組むこととし（①の期間からを想定）、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施する（②の期間からを想定）。

～高齢者通所・訪問系サービス事業所利用者・御家族の皆様へ～

介護サービスは、利用者・その家族の生活を維持する上で欠かせないものであることから、県では、感染拡大防止の徹底を前提として、必要なサービスを継続的に提供できるよう各事業所にお願いしています。

一方で、事業所の取組だけでは限界があることから、利用者本人、またその御家族の皆様におかれましても、感染拡大防止に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- **利用者本人**だけでなく、**同居している御家族**においても、引き続き、5月未までは、**都道府県をまたぐ不要不急の移動は控えて**ください。また、**これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は**、適切な感染防止対策が徹底されるまでの間、**控えて**ください。
- また、6月1日から6月18日までの間は、**5月25日まで特定警戒都道府県であった地域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との間の移動は、慎重に検討して**ください。
- 屋内外に関わらず、**三つの密を徹底的にさけて**ください。人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空けてください。
- 人と接するときは、症状がなくても**マスクを着用しましょう**。また、熱中症予防のため、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩してください。
- 毎朝、体温と健康のチェックを行い、風邪症状や発熱などの症状がある場合、体調が悪い場合は、サービスの利用を控えてください。
- 室内では、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整してください。
- 新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」（0570-087-550）に御相談ください。

※詳しくは「感染予防対策期における対策について」を御確認ください。